**魚津市給水装置工事事業者の指定等に関する提出書類**

◆新規に魚津市給水工事事業者指定を受ける場合

・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

・給水装置工事主任技術者免状の写し 及び 給水装置工事主任技術者証の写し

・機械器具調書（別表）及び 機械器具の写真（４種別に分けて記入、撮影）

・法人の場合は、定款の写し 及び 登記事項証明書(原本)

　個人の場合は、住民票の写し（身分証明書は不要）

・誓約書（様式第2）

・位置図、事務所の平面図、写真

※新規申請の際に、申請手数料20,000円を水道業務係窓口で納入願います。

◆届出事項を変更される場合

１　氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名変更

　　・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

　　・魚津市上下水道局指定給水装置工事事業証に変更がある場合は事業者証の返納

　　・法人の場合は、定款の写し 及び 登記事項証明書(原本)

　　・個人の場合は、住民票の写し

　　・誓約書（様式第2）

　　・住所変更の場合は、位置図、事務所の平面図、写真

２　法人役員の氏名の変更

・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

・誓約書（様式第2）及び 登記事項証明書(原本)

３　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の

交付番号の変更

・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

・給水装置工事主任技術者免状の写し 及び 給水装置工事主任技術者証の写し

・誓約書（様式第2）

◆事業を廃止・休止・再開される場合

・指定給水装置工事事業者廃止・中止・再開届出書（様式第11）

・廃止・中止の場合は、魚津市上下水道局指定給水装置工事事業者証を返納

◆指定を更新する場合

　　令和元年10月より5年ごとに指定の更新が必要となりました。

更新が必要な事業者には事前にご案内します。

・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

・給水装置工事主任技術者免状の写し 及び 給水装置工事主任技術者証の写し

・機械器具調書（別表）

・指定更新時確認事項

・法人の場合は、定款の写し 及び 登記事項証明書(原本)

　個人の場合は、住民票の写し（身分証明書は不要）

・誓約書（様式第2）

・魚津市上下水道局指定給水装置工事事業者証（旧）

※更新手続の際に、事務手数料5,000円を水道業務係窓口で納入願います。

魚津市上下水道局

上下水道課　水道業務係

TEL　0765-23-1013

FAX　0765-22-1942